

長野大学における公的研究費の運営・管理基準

平成29年準第1号

長野大学において、学内研究費、競争的資金等外部資金（以下「公的研究費」という。）の運営・管理を適正に行うために必要なことを定める。

1. 機関内の責任体系の明確化

（最高管理責任者）

- (1) 学長は、最高管理責任者として、機関全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う。
- (2) 学長は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。
- (3) 統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

（統括管理責任者）

- (4) 事務局長は、統括管理責任者として、最高管理責任者である学長を補佐し、公的研究費の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。
- (5) 事務局長は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づく、機関全体の具体的な対策の策定・実施を指示し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

（不正防止計画推進会議）

- (6) 研究費の不正な使用を防止するため、不正防止計画推進会議を置く。構成員は、担当副学長、研究推進室長、事務局長、総務・人事担当課長、地域づくり総合センター担当事務長とし、議長は副学長とする。
- (7) 不正防止計画推進会議は、学長の策定した基本方針に基づき、不正発生原因を検証、把握し、不正防止の具体策を策定するとともに、定期的に見直しを行う。

（コンプライアンス推進責任者）

- (8) 研究推進室長は、コンプライアンス推進責任者として、機関内における公的研究費の

運営・管理について実質的な責任と権限を持ち、統括管理責任者の指示の下、次の①から④の事項を実施する。

- ① 不正防止対策を実施し、実施結果を統括管理責任者に報告する。
- ② 不正防止を図るため、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- ③ 構成員が適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
- ④ 公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、「機関の規則等を遵守すること」、「不正を行わないこと」、「規則等に違反して、不正を行った場合は、機関や配分機関の処分及び法的な責任を負担すること」を盛り込んだ誓約書の提出を求める。

(研究倫理教育責任者)

- (9) 研究推進室長は、研究倫理教育責任者として、研究活動に関わる全ての構成員を対象に定期的に研究倫理教育を実施する。また、学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底するため、学生に対する研究倫理教育の実施を推進する。

2. 研究費の適正な運営・管理活動

(物品・役務の発注、検収業務について)

- (1) 物品・役務については、金額の多寡にかかわらず、地域づくり総合センター担当事務室（図書は、附属図書館担当事務室）が検収を行う。

(取扱いルール等の周知徹底及び見直しについて)

- (2) 地域づくり総合センター担当事務室は、公的研究費の適正かつ円滑な執行を行うため、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に、公的研究費の使用に関する法令及びガイドライン等、学内における取扱いルールの周知徹底を行うとともに、ルールの適宜見直し及びホームページでの学外への公表を行うものとする。

(業者に対する処分方針及び誓約書の提出について)

- (3) 研究費の使用に関して、不正な取引に関与した業者が明らかとなった場合には、勧告を行い、悪質な場合は当該業者との取引を停止する。
- (4) 前年度 10 回以上及び 100 万円以上の取引実績のある業者については、当年度に取引を行う際に、次の①から④までの各事項を盛り込んだ誓約書の提出を求める。

- ① 学内の規則等を遵守し、不正に関与しないこと。
- ② 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。
- ③ 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
- ④ 構成員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること。

3. 相談窓口、通報窓口及び不正に係る調査の体制・手続等

- (1) 事務処理手続及び公的研究費の使用に関するルール等に関する機関内外からの相談を受け付ける窓口は地域づくり総合センター担当事務室とする。
- (2) 機関内外からの不正に係る通報（告発）・相談等があった場合の窓口は総務課とする。
- (3) 通報窓口および不正に係る調査の体制・手続に関し、必要な事項は別に定める。

4. モニタリングの在り方

(内部監査部門)

- (1) 公的研究費の適正な管理のため、内部監査部門を置く。構成員は、副学長（総務担当）、事務局次長、事務局長が指名した事務局課長 2 名とする。
- (2) 内部監査部門は、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン第 3 節 (1) 「実施上の留意事項」①に示すリスクを踏まえ、不正発生要因を分析し、これに応じて、監査計画を立案、見直しを行い、効率化・適正化を図るものとする。
また、監査手順を示したマニュアルを作成し、このマニュアルに照らして会計書類の形式的要件等が具備されているかなどの点検を毎年度定期的に、一定数実施する他、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施するものとする。
- (3) 内部監査部門は、監事と随時に情報交換を行うものとする。
- (4) 内部監査部門は、監査結果を取りまとめ、学長に報告の上、学内に周知し、類似事例の再発防止を徹底するものとする。

(内部監査部門の権限)

- (5) 学長は、内部監査部門を最高管理責任者の直轄的な組織として位置付け、以下の権限を付与する。

内部監査部門は、監査対象関係者に対し、関係資料の提出、事実の説明、報告その他

監査の実施のために必要な行為を求めることができる。

(監査対象関係者の協力義務)

- (6) 監査対象関係者は、監査が円滑かつ効果的に行われるように積極的に監査に協力しなければならない。
- (7) 監査対象関係者は、(5)の求めに対し、正当な理由なく、これを拒否することができない。

(監査担当者の遵守事項)

- (8) 監査担当者は、監査の実施に当たり、独立性を確保し、常に公正不偏の態度を保持しなければならない。
- (9) 監査担当者は、業務上知ることのできた情報を正当な理由なく他に漏らしてはならない。
- (10) 監査担当者は、監査の実施に当たり、監査対象関係者の業務に著しい支障を及ぼすことのないように配慮しなければならない。

附 則

この基準は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。